

第6章 実現化方策



“快適に過ごせる街へ”
中学校3年 富家 芹香さん



小学校3年 亀田 桃佳さん

※平成19年3月策定時“未来の野洲市”作品募集 入選作品より

第6章 実現化方策

1. 都市づくりを推進するためのしくみづくり

都市づくりは、野洲市で暮らす人々、野洲市で働き、学ぶ人々、そして野洲市に訪れ、憩い、楽しむ人々が主体となって進めていくことが望まれます。市民等自らが都市づくりの主役であることを認識し、行政が側面的に支援する各種事業を積極的に活用するなど、市民等自らがめざす方向に歩み出す必要があります。

都市づくりにおいては、既存の社会基盤を活かしつつ、社会基盤の活用方法等の充実を考慮する必要があります。この充実のためには、実際に地域の需要を的確に把握し、既存ストックの活用方法を検討する必要があります。また、地域住民の生活に基づいた施策と、各種公共施設利用者の利便性の向上に向けた施策の展開が必要です。都市計画マスタープランの策定にあたっては、地域別のタウンミーティングの開催により市民等が参加した計画づくりを行っており、この活動を踏まえつつ、市民等が主体となった“協働”による都市づくりが期待できるものと考えられます。

（1）都市づくり・地域づくりの役割の明確化

都市計画マスタープランに基づく各種事業を円滑に進めていくためには、野洲市で暮らす市民や野洲市の経済を支える企業の理解と協力、さらに行政の支援が必要となります。そして、市民、企業と行政が、それぞれの役割を明確にし、都市づくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

①市民等の役割

野洲市民は、居住地周辺の住環境に配慮した家づくり、庭づくりなど、自らできることを主体的に進め、近隣居住者と協調しつつ、身近なところから住みよい地域にするための方法を考え、実践していくことが求められます。また、自治会等の地域単位の取り組みや、市民等が主体となる活動団体等での取り組みにおいては、公共空間の環境・景観保全、地域の安全確保等個人だけではできないを中心に行政と協働しながら実践していくことが求められます。

平成 10 年に制定された「特定非営利活動促進法」により、全国で様々なNPO（Non-Profit Organization）法人が設立されておりますが、地域環境の保全、景観の創出等都市づくりの分野においてもNPO等が重要な役割を担うことが期待されます。このため、NPOとその他各種都市づくりに関する活動団体・組織の育成・支援を含めた協力体制の充実に努めています。

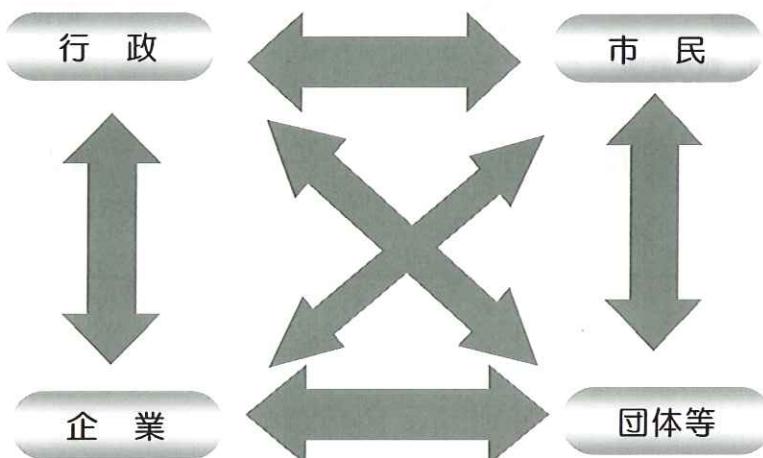
②企業の役割

野洲市で操業する企業は、地域における企業活動を通じて、企業も地域社会の一員となる「企業市民」として、市民等との連携・協力のもと、地域の維持・発展に進んで貢献することが望まれます。特に、周辺緑化、公的空間の環境美化、地域振興のための提案など多様な分野にわたり、社会貢献活動に取り組んでいくことが求められています。

近年では、企業における社会的責任（CSR—Corporate Social Responsibility）が評価され、従来の経済的利益追求を重視した企業価値評価に対して、社会的責任という視点から、企業の行動が評価されています。また、工場立地法に基づく緑地の確保や屋外広告物の規制による景観保全、公共交通機関等生活関連施設におけるバリアフリーの促進等、直接的に都市づくりにかかわる役割も重要であり、全国的に展開している企業が立地する野洲市において、企業が都市づくりに与える影響は大きいものがあります。

③行政の役割

行政は、都市計画マスターplan等において都市づくり、地域づくりの目標を明確に示すとともに、府内各分野の横断的な連携の強化を図りつつ、計画的に道路、公園、下水道等の都市基盤の整備を行い、効率的・効果的な都市づくりを推進します。また、市民が主体となって進める都市づくり・地域づくり活動におけるサポーター・コーディネーターとして、必要な情報・場の提供や相談窓口等の施策の充実を図ります。

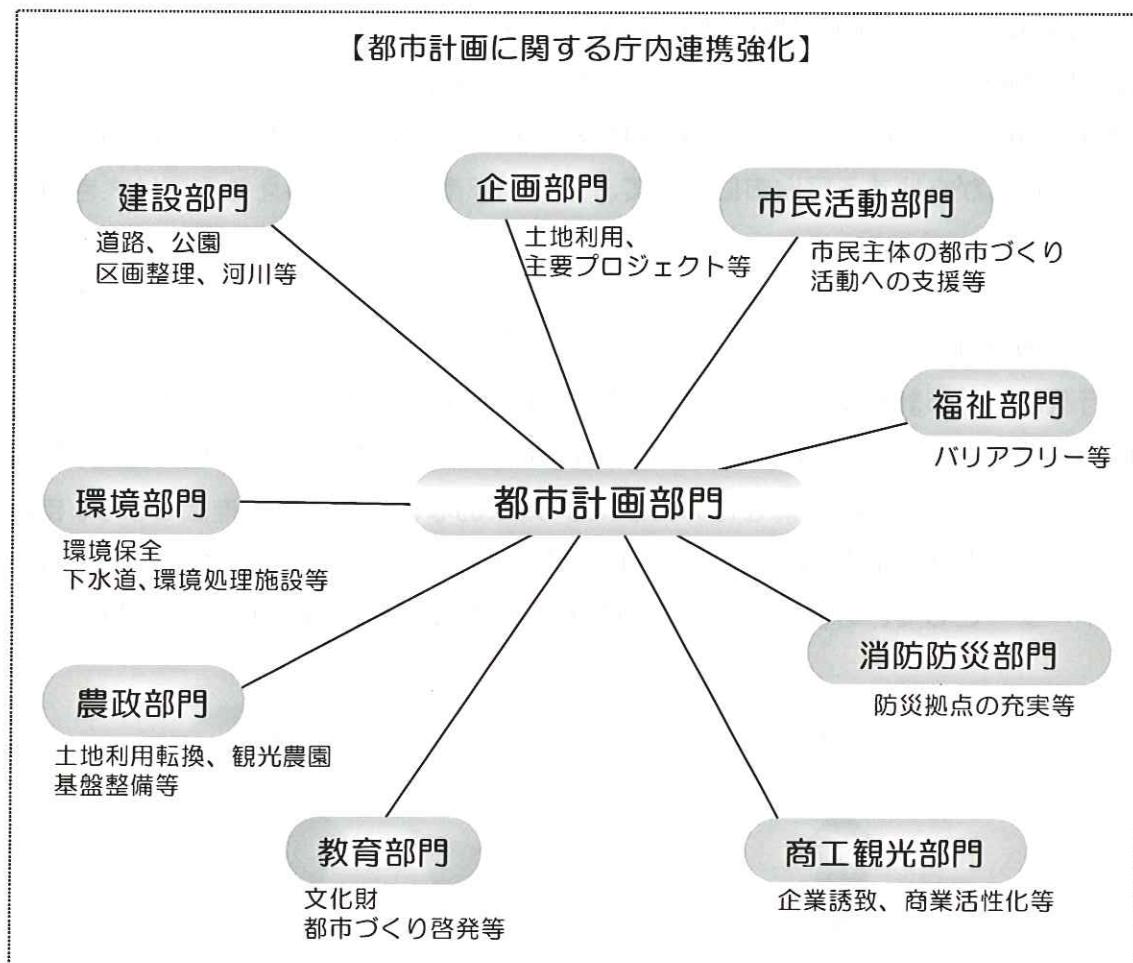


【都市づくりの役割イメージ】

(2) 都市計画の推進体制

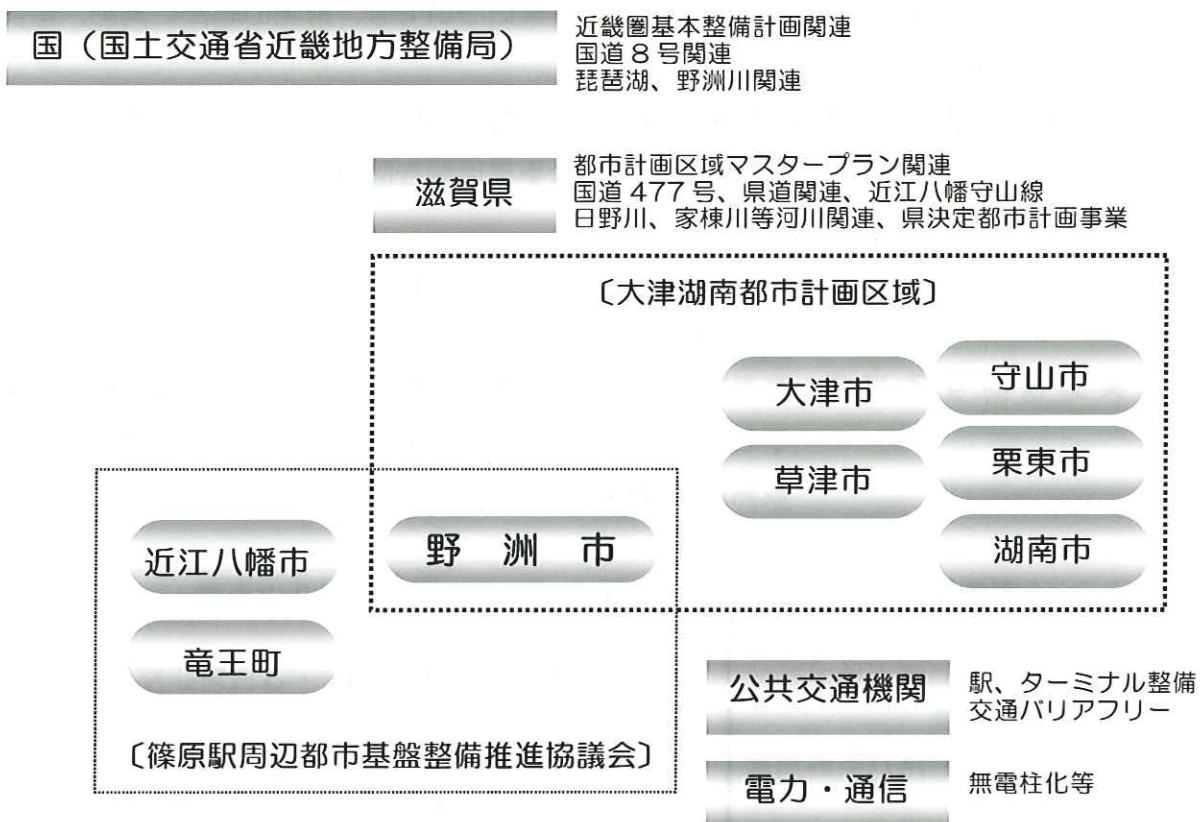
① 庁内体制の強化・充実

都市計画は、土地利用や道路等の都市施設の整備、緑地等環境・景観の保全・創出、バリアフリー等多岐にわたるため、建設部門をはじめ、企画、農政、商工観光、環境、消防防災、福祉、市民活動等、庁内の様々な分野が連携して取り組む必要があります。このため、都市計画マスタープランに位置づけた方針に基づき、円滑な事業の展開に向け、関連する分野との連携強化を図り、分野横断的な取り組みを進めます。



②関係機関との連携強化

野洲市の都市計画は、野洲市が主体となりつつ、各種事業が円滑に実施されるよう、国・滋賀県等の関係機関との連携はもとより、大津湖南都市計画区域を構成する都市やJR篠原駅周辺で隣接する近江八幡市、竜王町（篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会）といった都市との協力、調整、さらに野洲市の都市計画に大きくかかわるJR西日本等の公共交通機関や電力・通信事業者等の公益企業との連携を図ります。



【関係機関との連携イメージ】

(3) 都市計画事業の進め方

①優先度の明確化

都市計画マスタープランに位置づけた道路や公園、下水道等の都市施設等の整備、維持・管理等には多くの事業費が必要となります。

限りある財源を合理的・効果的、計画的に投資するため、費用対効果の分析、事業の必要性や効果、地域の状況、事業の熟度、社会経済情勢に即応した上位・関連計画との整合、地域住民との合意状況等を総合的に勘案した事業評価等を行い、堅実な事業の推進に努めます。そして、評価した事業については、財源の確保に努め、着実な実現に努めます。

都市計画マスタープランに示された整備方針について、市民の要望、重要性、緊急性、広域性等を考慮し、計画的、効率的な事業展開を図ります。

実施中の事業：現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業

実施検討する事業：都市づくりを進める上で、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度、成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業

実施中の事業	実施検討する事業
<ul style="list-style-type: none">・都市計画道路大津湖南幹線整備事業・都市計画道路六条野洲線整備事業・JR野洲駅南口整備事業・JR篠原駅橋上化事業・吉川緑地整備事業・県道安養寺入町線整備事業	<ul style="list-style-type: none">・国道8号野洲栗東バイパス（都市計画道路野洲栗東線）整備事業・富波経田総合運動公園整備事業・永原御殿跡史跡整備事業・JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業・JR新駅整備事業・(仮称)湖南・東近江広域幹線道路整備事業・都市計画道路野洲駅北口線(未供用部)整備事業・都市計画道路南桜永原線(未供用部)整備事業・野洲公園整備事業・大篠原公園整備事業・JR野洲駅前排水対策事業

【主な事業】

②整備手法の検討

都市づくりの整備にあたっては、土地区画整理事業や地区計画制度をはじめとする多様な事業・制度を積極的に導入するとともに、都市計画事業に関わらず、環境、景観、防災、バリアフリー等様々な分野の事業手法の活用と組み合わせにより、効果的な事業の推進を図ることが必要です。このため、国・滋賀県が進める事業等を積極的に活用していきます。

③民間活力の導入検討

都市計画マスターPLANに位置づけた各種整備方針やこれに基づく事業・施策の推進にあたり、事業費の削減や、効率的かつ効果的な質の高い公共サービスの提供等をめざしていく必要があるため、公園や駐車場等の公共施設の整備、維持管理、運営等については、PFI（Private Finance Initiative）や指定管理者制度等を活用した、民間活力の導入による新しい整備手法の可能性を検討していきます。

2. 都市づくり・地域づくりへの市民参加

広義の“まちづくり”は、土地利用や都市施設整備、市街地開発事業といった都市計画事業をはじめとする物的空間を扱うものから、美化、清掃等の生活環境や、子育て、介護等の福祉環境、防犯・防災、生涯学習・文化活動、イベント開催等に至る幅広い分野が含まれています。

都市計画マスターplanでは、都市計画に関連する事項を中心として、“都市づくり”の方針として位置づけています。

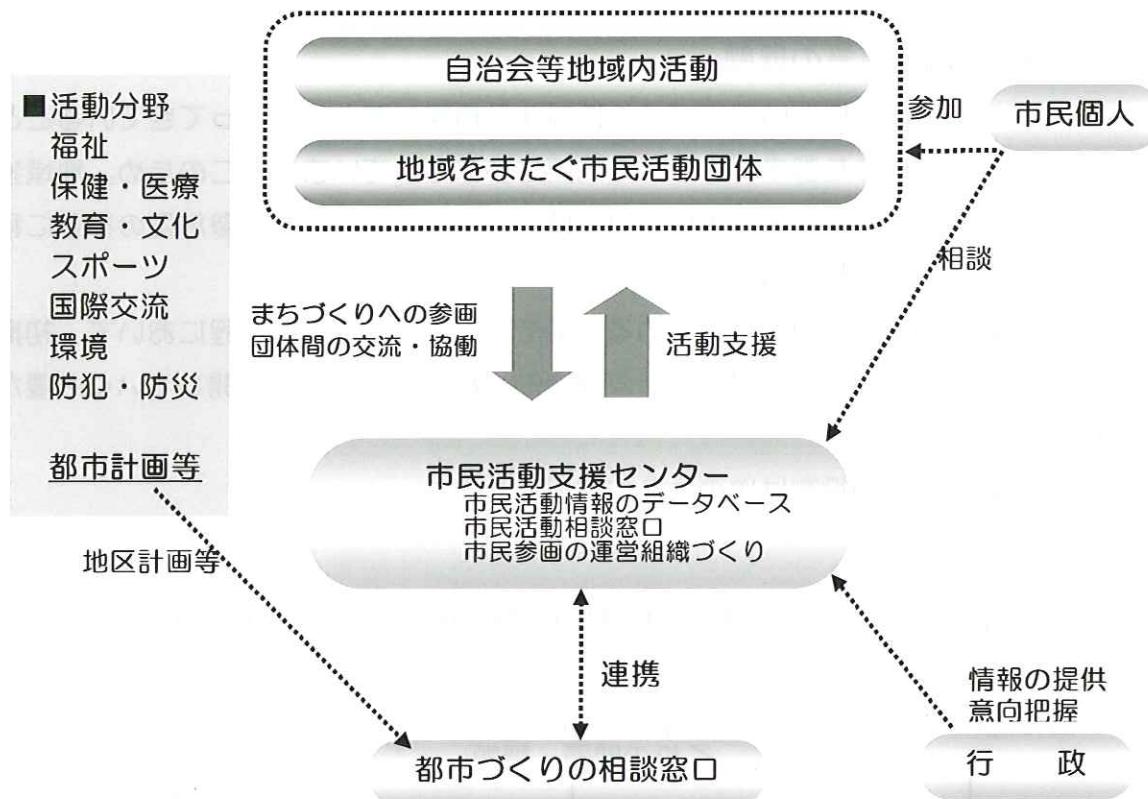
(1) 都市づくりと市民活動

近年、地方分権の推進により地域主体のまちづくりが期待されています。そして、地域主体のまちづくりにおいて市民活動は一層重要になっています。

野洲市では、『野洲市市民活動促進計画(平成18年3月 野洲市市民活動促進委員会)』において、(仮称)市民活動サポートセンターを中心とした市民活動の促進に向けた取り組みをとりまとめました。そして、『野洲市まちづくり基本条例』を制定し、市民活動に対する支援制度等の確立をめざしています。

広義のまちづくりの一分野として、都市計画を基本とする都市づくり・地域づくりにおいても、様々な市民活動への支援を基本としつつ、必要に応じて、地区計画制度の活用や建築協定の締結等による地域独自のルールづくり等を誘導、支援するなど、市民の参加と協力による地域づくりを展開していきます。この都市づくり・地域づくりを着実に進め、実現していくため、『野洲市まちづくり基本条例』による市民参加を基本としつつ、都市づくりを推進していくための体制を充実していく必要があります。

都市計画に関連する事項においては、市民活動支援センターと連携しつつ、都市づくり・地域づくりの受け皿となる相談窓口等を設置し、情報の提供や、市民及び市民活動団体等が、気軽に相談できる場づくりを行います。そして、必要に応じて都市計画に関する事業の検討に参画していただき、市民と行政が良好な関係を築きながら都市づくり・地域づくりを進めます。さらに、出前講座やアドバイザーの派遣など、市民活動の受け皿だけでなく、都市づくり・地域づくりのリーダとなる「人づくり」についても積極的に推進します。



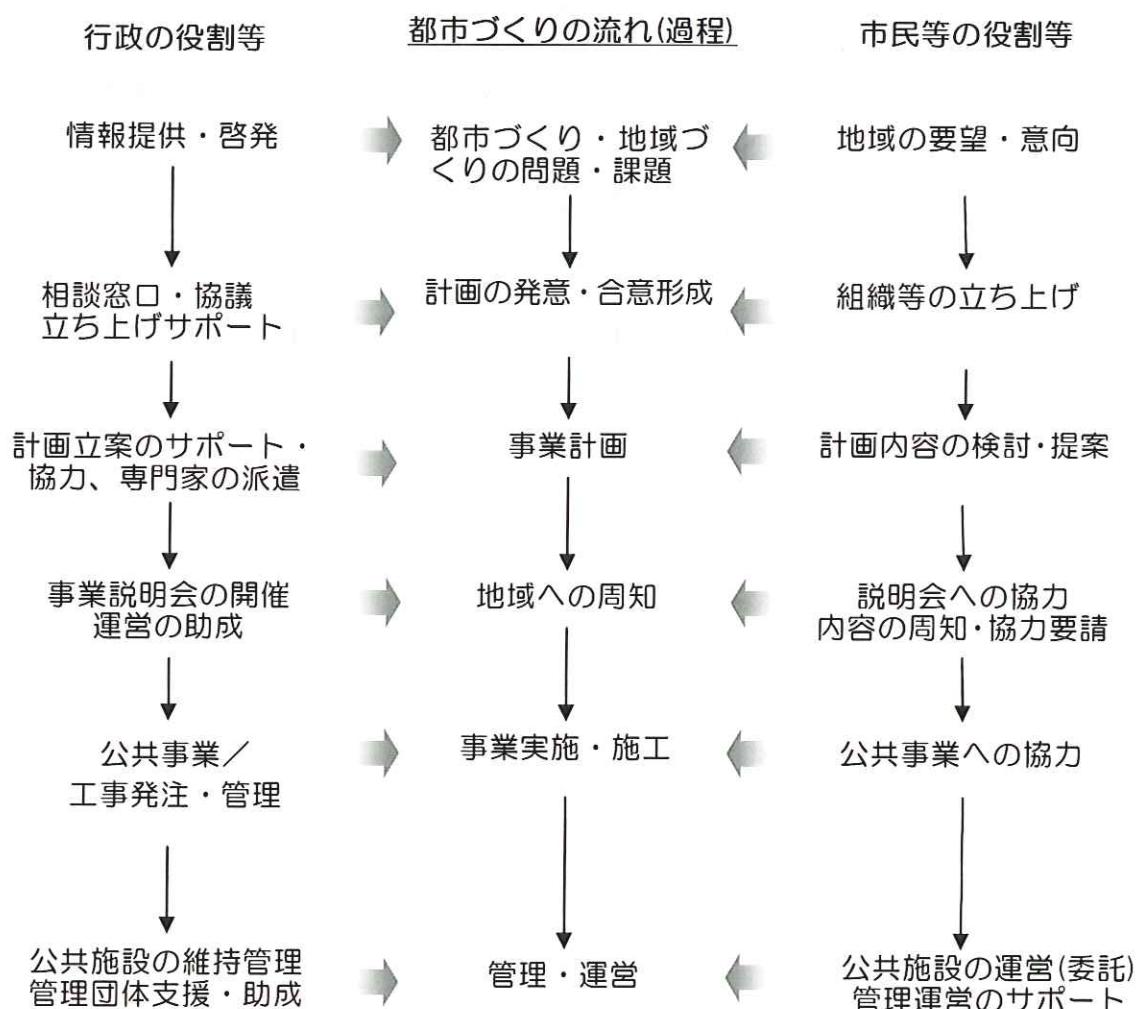
【都市づくりと市民活動のイメージ】

(2) 市民参加型事業の展開

社会経済情勢の変化に伴い都市づくりに対する市民の関心が高まってきているとともに、地域特性に応じた都市づくりへの需要も多様化しています。このため、地域独自の課題に直接対応すべき事項等については、行政主導から、市民参加型の事業に移行していくことが望まれています。

今後、市民参加の都市づくりを進めるにあたり、基盤整備等の過程において、初期段階から維持・管理まで、市民等と行政が協働した事業の実施を展開していく必要があります。

市民の役割と行政の役割は次のように整理できます。



【市民参加の都市づくりの流れ（参考例）】

(3) 都市づくり参画手法

市民参加は、都市づくりの様々な段階で実施することが重要です。市民参加への取り組みは、地域への愛着、市民意識の育成、まちづくりの合意形成の円滑化、行政手続きの透明化といった効果が期待されます。

特に都市計画マスタープランの地域別構想においては、ワークショップの手法を活用したタウンミーティングの開催により、地区住民との意見交換を行いつつ作成していることから、地域独自の課題については具体的な事業化に向けて積極的な市民の参加・参画を図ります。また、こうした活動を通じて、将来的には住民主導で都市づくりが展開される体制の確立・充実をめざしていきます。

都市づくりへの参加手法としては、これまでの成果を踏まえつつ、次の方策を進めています。

①広報・公聴（情報の提供と聴取）

都市づくり・都市計画制度に関する知識の普及や、各種事業の計画、実施等に関する情報の提供と意見聴取を行うため、講習会・勉強会の開催や各種イベントの開催、テーマに基づくアンケートの実施等を行います。幅広い市民等の意見を聴取することを考慮して、広報紙、パンフレット、ホームページ等の各種媒体を効果的に活用しつつ実施していきます。

②会議等の開催（話し合いの場、意見聴取の場）

都市計画に関する計画立案、事業実施において、必要に応じて委員会、協議会等を開催し、委員を市民から公募します。今後の都市づくりにおいては一方的な説明だけではなく、集積した市民自らの意見や要望、疑問等が気軽に話せる場づくりが望ましいと考えられます。また、参加する委員が一部に限定されるため、インターネットのホームページや広報紙を活用して適宜報告を行うなど、できる限り開かれた会の運営に努めます。ホームページ等を活用したパブリックコメントを募集するなど、計画立案、事業実施の適切な各段階で市民との意見交換の場を設定します。

③ワークショップ等の開催（課題発見・計画立案）

今後の都市づくり・地域づくりの各段階においては、意欲のある地域住民が自主的に参加し、話し合う場として、ワークショップ形式の活用を図ります。

ワークショップ形式は、身近な道づくり、公園づくりといった個別事業の計画立案、維持・管理等はもとより、地区計画や建築協定等の地区のまちづくりに関するルールづくりにおいて効果的な手法と考えられます。

(4) 都市づくりへの市民参加の制度

都市計画法の改正により、地域住民や事業者等においても地区計画の案を提案することが可能になりました。また、土地利用や景観誘導に関する条例において、地域の実状に応じて、地域の個性を生かした都市づくり手法を制度化している自治体も増えしており、地域主体の都市づくりに関する制度も充実しつつあります。

①地区計画制度等

地区計画制度は、一定の範囲の地区を設定し、都市づくりの方針を定め、建物の形態の制限や、道路、公園等の地区施設の配置など、住民の意向を配慮して地区レベルの詳細な計画を策定するものです。また、平成5年の都市計画法改正以降、市街化調整区域においても地区計画制度が適用されることとなりましたが、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地の整備や、既存集落周辺等の住環境保全、幹線道路沿道の計画開発地における環境・景観の周囲との調和などが考えられます

野洲市においては、ホープタウン錦の里地区において地区計画が策定され、地区住民の協力による良好なまち並みの創出が行われています。



【ホープタウン錦の里】

②協定の締結等

地区計画制度に類するものとして、建築基準法に基づく建築協定があります。建築協定は、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度です。そして、それをお互いが守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるための制度です。なお、建築協定を結ぶためには、協定を結ぶ土地所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになります。建築協定によって協定できる内容は、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準についてです。

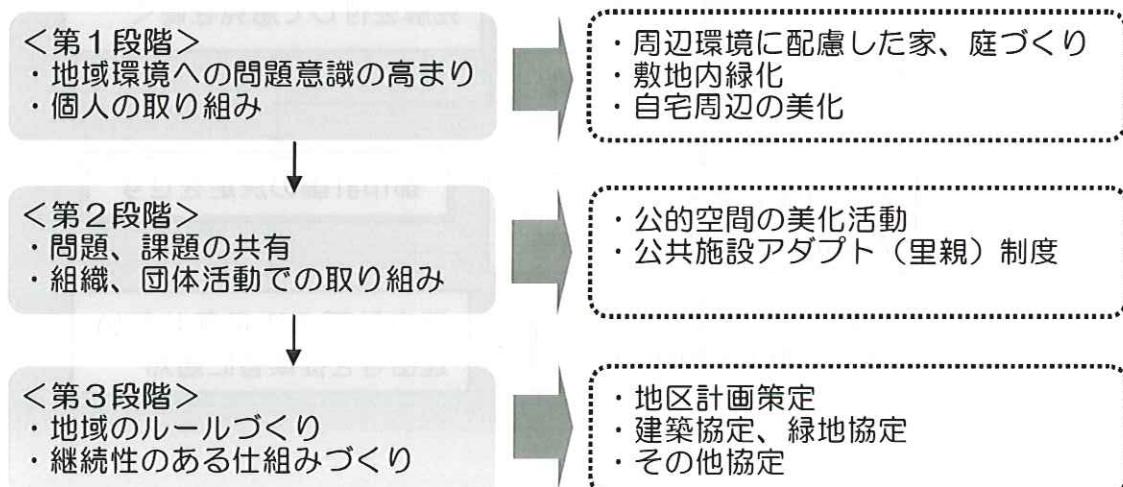
その他協定については、都市緑地法に基づく緑地協定、景観法に基づく景観協定等の制度があります。景観に関わるものとして、野洲市域では滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づく近隣景観形成協定が結ばれている地区があります。この制度は自治会等を単位として、建築物の形態、意匠、色彩や緑化など、地域の景観を守り育てていくうえで大切なことがらについてのとりきめを互いに結び、協力して美しい地域づくりを進めていくための制度です。また、状況に応じて排水路や遊歩道の修景整備、ポケットパークの整備等を支援しています。

【建築協定と地区計画制度】

	建築協定	地区計画
根拠法	建築基準法	都市計画法
決定主体	区域内住民（協定者全員の合意）	野洲市（区域内の土地所有者の合意形成を図る）
対象地域	野洲市全域	野洲市全域（都市計画区域）
協定・計画内容	建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、構造、設備、垣・柵など	地区施設、建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵など
決定手続き	区域内住民（全員の合意） →公聴会 →野洲市意見 →特定行政庁の認可・公告	野洲市 →原案縦覧や意見聴取 →利害関係者意見 →案の縦覧→住民等意見 →滋賀県知事協議（必要事項のみ） →野洲市決定告示
効力の範囲	協定者全員（協定の認可公告後に土地所有者等になった者にも効力が及ぶ）	区域内の土地所有者
運営主体	地元の建築協定運営委員会	野洲市
違反に対する措置	運営委員会が行う	野洲市が行う
適用期限	協定で定める期間	期限なし

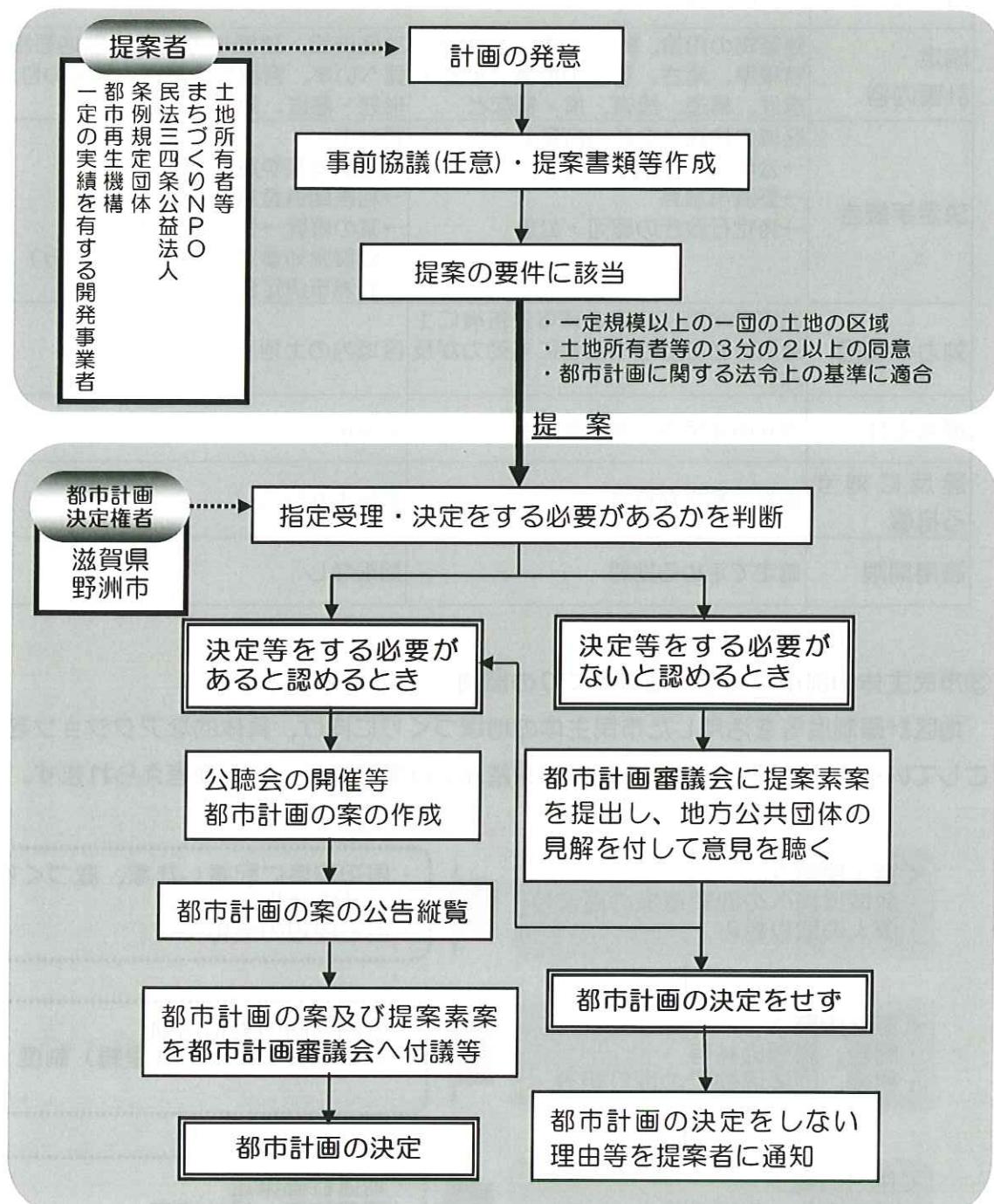
③市民主体の都市づくり・地域づくりの展開

地区計画制度等を活用した市民主体の地域づくりに向け、具体的なアクションをおこしていくためには、次のような段階を踏んで展開していくことが考えられます。



④都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により、都市計画提案制度が創設されました。この都市計画提案制度は、市民や団体等が行う自主的な都市づくり・地域づくりの取り組みを都市計画行政に積極的に反映させることを目的とし、市民等が都市づくりに積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度です。



3. 実現に向けた今後の展開

（1）社会情勢に対応した柔軟な計画の見直し

都市計画マスタープランは、長期的なめざすべき方向を示していますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や都市の動向、主要事業の進捗等に伴い、時代に即応した視点による見直しが必要となる可能性があります。また、総合計画等の上位計画において大きな方針の転換があった場合には、これらとの整合も考慮する必要があります。なお、見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としつつ、策定委員会の設置や適切な住民参加手法の工夫等により、一層のマスタープランの充実を図ります。

（2）計画の進行管理

都市計画マスタープランは長期的な視野に立って定められるため、計画に位置づけた方針全てがすぐに実現に向かうわけではありません。しかし、財政との整合に配慮しながら実現に努力するとともに、計画の進行具合を管理し、必要に応じた事業評価を行っていくことによって、各計画の有効性や達成度を認識することができます。

今後は、都市計画マスタープランの進行管理のためのマネージメントシステムの確立などについて検討していきます。計画の進行管理においては、本計画の策定・改訂等の年次を基準とした各整備方針の指標を明示し、経年的にその推移を把握するなど、事業の熟度や達成度が明確になるような手法を検討します。また、各事業の実施にあたっては、状況に応じて地域住民を中心とする市民参加を促進とともに、各事業などの進捗状況の情報公開を行い、市民にとってわかりやすい都市づくりを進めています。

未来の野洲市

2020年の私たちの町

小学校5年 荒川 真妃さん

2020年の野洲市は、シンガポールのように、きれいな町であってほしいと、私は思います。

その理由は、今の野洲市はポイ捨てなどをして環境をよごしています。シンガポールは、ばっ金を使って町をきれいにしています。ですが私は、ばっ金を使ってきれいな町にしたくありません。私は、町のみんなが町をきれいにするように「ここにはゴミを捨てたらダメですよ。」などと、声をかけて一人一人が町をきれいにするような協力して町をきれいにする野洲市であってほしいです。

今も、野洲市内で、きれいな町にするために、がんばっている人がいると思います。その、わずかな人を、野洲市のみんなに、ひろめ、2020年には、とてもきれいな町になっていてほしいと、私は思います。

二年生のとき私は、学校に行く道で、何本タバコがポイ捨てされているか、かぞえながら行きました。そしたら約百本タバコが、ポイ捨てされていました。私も友達もビックリしました。その日から、ポイ捨てされているゴミがあるとなるべく、拾うようにしました。

ある日、家族と、買い物に行きました。すると車を止めようとしている所に、カンがポイ捨てされていました。とてもこまりました。私は、一人がポイ捨てをすると、周りの人たちがとてもこまります。なので、私はこれから、ポイ捨てをみんながしないように、ポスターなどをかいたり声をかけたりしながら、シンガポールよりもきれいな町にしたいです。

※平成19年3月策定時“未来の野洲市”作品募集 入選作品より